平成 31 年 4 月 25 日選挙管理委員会事務局選挙課

横浜市議会議員一般選挙における 当選の無効に関する異議申出書の提出について

平成31年4月7日執行の横浜市議会議員一般選挙における当選の無効に関する異議申出書が3件提出されました。

1件目

• 申出日

平成31年4月22日(月)

・申出人

横浜市議会議員一般選挙 港北区選挙区選挙人 1名

・申出の趣旨

平成31年4月7日執行横浜市議会議員一般選挙のうち下記選挙区の当選者については、無効とする決定を求める。

【異議申出の対象選挙区】

鶴見区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区 青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

【主な理由】

カジノ反対、給食賛成の市民の声とは、かけはなれた選挙結果のため再開票するべき。期日前投票システム、開票システムを使用せず、手作業で開票するべき。

2件目

・申出日

平成 31 年 4 月 22 日 (月)

・申出人

横浜市議会議員一般選挙 瀬谷区選挙区選挙人 3名

申出の趣旨

平成31年4月7日執行横浜市議会議員一般選挙のうち瀬谷区選挙区の当選者については、無効とする決定を求める。

【主な理由】

当選者の一人について選挙運動用はがきに虚偽記載があったため。

【裏面あり】

3件目

・申出日

平成31年4月23日(火)

・申出人

横浜市議会議員一般選挙 港北区選挙区選挙人 1名、横浜市外3名

・申出の趣旨

平成31年4月7日執行横浜市議会議員一般選挙のうち下記選挙区の当選者については、無効とする決定を求める。

【異議申出の対象選挙区】

鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区

【主な理由】

自らが居住する選挙区外の選挙についても異議申出人適格があるべき。米国での 不正選挙が一大社会問題となっているため。他自治体での不正選挙訴訟があるため。 開票システムを使用することは日本国憲法違反であるため。

決定の期限

異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から30日以内にするよう努めなければならないとされております。